

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定に基づき特例措置を採ることができる精神科病院について、次のとおり認定します。

平成26年4月1日

京都市長 門川大作

病院名	所在地	認定期間
京都府公立大学法人 京都府立医科大学 附属病院	京都市上京区河原町 通広小路上る梶井町 465番地	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
医療法人 稲門会 いわくら病院	京都市左京区岩倉上 蔵町101番地	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで
国立大学法人 京都大学医学部附属病院	京都市左京区聖護院 川原町54番地	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで

(保健福祉局障害保健福祉推進室)